

# 法人会員誓約書

施設の利用に関し、次のとおり契約を締結する。

御社名 \_\_\_\_\_ (以下甲という) 石垣あやばにボウル (以下乙という)

## 第1条 (目的)

甲及び乙は、乙の施設を福利厚生サービスの一環として、以下の各条項の条件にて甲へサービス提供をする事を目的に本契約を締結するものとする。

## 第2条 (サービス内容)

乙は甲に対して、次のサービスを提供するものとする。

乙発行の【法人会員カード】の提示があった場合、提示者本人に対して1ゲーム利用料金を350円の金額で利用できるものとする。

また、提示者ご家族にも1ゲーム利用料金を400円の金額で利用できるものとする。

※別途貸靴代は、300円かかります。

## 第3条 (サービスの利用方法)

- 1、本件サービスが利用できる店舗は「石垣あやばにボウル」のみとする。
- 2、本件対象者は施設利用受付の際、必ず【法人会員カード】の提示をしなければならない。
- 3、乙は甲より、乙発行の【法人会員カード】の提示があった場合、上記料金を適用し請求するものとする。
- 4、本件対象者は、乙の施設利用に際して必要となるその他の経費について、乙の規定に従い直接利用店舗にて支払うものとする。
- 5、甲が会社名にてご予約の場合は、上記料金の適用し、施設を利用できるものとする。
- 6、本件サービスは、乙の定める特別料金期間中は適用できないものとする。

## 第4条 (サービスの対象者)

乙発行の【法人会員カード】を提示した者、その家族(核家族)を対象とする。

## 第5条 (契約条件と期間)

本契約は、甲が毎月一度ボウリング大会(ミニボウリング大会を含む)開催する条件にて契約が成り立つものとする。契約し、過去2カ月に渡り、ボウリング大会の開催がない場合は、契約違反とし、乙は契約の解除を乙の判断でできるものとする。その際、甲への連絡義務はないものとする。

第8条（その他）

- 1、甲は、乙の施設を利用するにあたり、乙の会則を遵守する。
- 2、乙は、本件サービスの利用によって知り得た対象者の個人情報を開示漏洩してはならない。  
但し、同意のあった場合（事故、事件等）、第三者への開示を認めるものとする。
- 3、本契約に定めのない事項及び疑義が生じた際は、甲乙双方誠意を持って協議の上、解決するものとする。

本契約の成立の証として、本契約書を2通作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各1通保有する。

平成 年 月 日

（甲）住所  
会社名  
代表者名

（乙）住所  
会社名  
代表者名